

告示

埼玉県告示第六百一号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六号の規定により、南畑土地改良区から当該役員に就任した者及び当該役員を退任した者の氏名及び住所について、次のとおり届出があった。

平成二十八年四月二十六日

埼玉県知事 上田清司

一 就任

職名	氏名	住所
理事	大澤重造	埼玉県富士見市大字東大久保三十四番地
同	田中市郎	埼玉県富士見市大字上南畑五百四十三番地
同	嶋田俊雄	埼玉県富士見市大字上南畑百二十一番地一
同	秋元正一	埼玉県富士見市大字上南畑七百三十四番地二
同	山中満	埼玉県富士見市大字上南畑三百八十五番地
同	上野泰宏	埼玉県富士見市大字上南畑千七百七十一番地
同	金子輝夫	埼玉県富士見市大字下南畑二番地
同	岡田文男	埼玉県富士見市大字上南畑千三百九十一番地
同	栗原誠一	埼玉県富士見市大字下南畑四百二十四番地
同	柳下栄	埼玉県富士見市大字南畑新田二百二十三番地
同	吉原幸夫	埼玉県富士見市大字南畑新田三十九番地
監事	谷合正史	埼玉県富士見市大字上南畑三百五十五番地
同	谷澤洋	埼玉県富士見市大字南畑新田百五十三番地
同	渋谷紀行	埼玉県富士見市大字上南畑二千六十三番地

二 退任

職名	氏名	住所
理事	大澤一	埼玉県富士見市大字東大久保四番地一
同	田中市郎	埼玉県富士見市大字上南畑五百四十三番地
同	清水博	埼玉県富士見市大字上南畑六百六十八番地
同	秋元正一	埼玉県富士見市大字上南畑七百三十四番地二
同	渋谷一郎	埼玉県富士見市大字上南畑二百二十九番地
同	谷合英雄	埼玉県富士見市大字上南畑三百五十三番地
同	新井貞夫	埼玉県富士見市大字下南畑二十六番地
同	若林俊一	埼玉県富士見市大字上南畑千百九十三番地
同	新井精一	埼玉県富士見市大字下南畑五百十一番地

同	同	監事	同	同
安藤	竹内	谷澤	渋谷	谷澤
福次	正次	五雄	弘次	清
埼玉県富士見市大字上南畑二百五番地	埼玉県富士見市大字南畑新田七十六番地二	埼玉県富士見市大字南畑新田二百九番地二	埼玉県富士見市大字上南畑千六百七十五番地二	埼玉県富士見市大字南畑新田百八十二番地